

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

2023(R5).4.1 施行

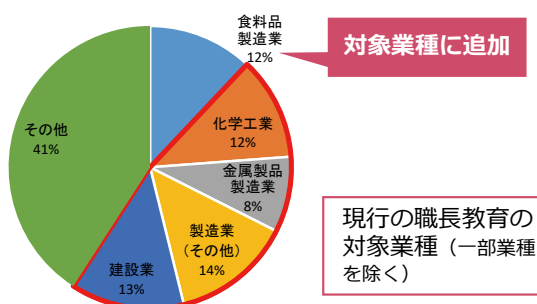
・食料品製造業

※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。

・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

<背景>

①食料品製造業における災害の割合が高い



②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・SDS制度に関する情報

○ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

法令改正の概要、関係通達、参考資料等を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



○ ラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度パンフレット

化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度の概要を掲載

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>



○ モデルラベル・モデルSDS情報（職場のあんぜんサイト）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx



○ NITE化学物質総合情報提供システム（NITE-CHIRIP）

※（独）製品評価技術基盤機構のサイトにリンク

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop



○ GHS総合情報提供サイト

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html



○ 化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材（令和3年度作成）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html



○ 化学物質のリスクアセスメント実施支援

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>



令和5年度の相談窓口、訪問支援のお問い合わせ先は、決定次第、以下のHPに掲載予定

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>



◆ 内容については、沖縄労働局 労働基準部 健康安全課（電話番号 098-868-4402）
または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。